

岐阜県公安委員会規程第1号

岐阜県公安委員会外部通報対応規程を次のように定める。

平成31年1月31日

岐阜県公安委員会委員長 林 正子

岐阜県公安委員会外部通報対応規程

岐阜県公安委員会外部通報処理規程（平成18年岐阜県公安委員会規程第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（令和4年6月1日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において、外部の労働者等からの外部通報等を適切に取り扱うため、公安委員会及び公安委員会の事務を補佐する岐阜県警察が取り組むべき基本的事項を定めることにより、外部通報等をした者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 法に定めるもののほか、この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部通報 通報対象事実等（通報対象事実その他の法令違反の事実（公安委員会が処分又は勧告等の権限を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）に関係する事業者には雇用されている労働者（公安委員会を労務提供先とする労働者を除く。以下同じ。）、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者、当該事業者又はその取引先の役員、これらに該当する者であったものその他の当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者（以下「労働者等」という。）が、当該通報対象事実等が生じ、又は正に生じようとしている旨を公安委員会に通報することをいう。
- (2) 外部通報・相談窓口 外部通報を受理し、及び外部通報に関連する相談（匿名又は仮名の者からのものを含む。以下同じ。）を受け付けるための窓口をいう。
- (3) 主管課長 通報対象事実等に対する処分又は勧告等の権限に係る公安委員会の事務を補佐する事務を所掌する岐阜県警察本部の所属（執行隊を除く。以下「主管課」という。）の長をいう。

（外部通報・相談窓口の場所等）

第3条 総務室総務課公安委員会事務室（以下「公安委員会事務室」という。）に、

外部通報・相談窓口を置く。

- 2 外部通報・相談窓口は、外部通報又は外部通報に関連する相談（以下「外部通報等」という。）を来訪、電話、電子メール又は書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付により受け付け、その受付時間は、岐阜県の休日を定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前8時30分から午後0時00分まで、及び午後1時00分から午後5時15分までとする。
- 3 外部通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、外部通報等を受けたときは、遅滞なく、自らの所属長に報告の上、外部通報・相談窓口への連絡その他適切な措置をとる。
- 4 外部通報等への適切な対応の確保のため、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 主管課長は、外部通報等に関する調査の進捗等の管理、職員が教育研修に参加する機会の確保その他外部通報等への適切な対応の確保に関する事務を掌理する。
 - (2) 主管課長は、主管課の職員のうちから、通報担当者を指定する。
 - (3) 通報担当者は、主管課長を補佐し、主管課における外部通報等への対応に関する事務の管理及び外部通報等をした者との連絡に関する事務を担当する。
 - (4) 主管課長は、通報担当者を指定したときは、その者の官職及び氏名を総務室総務課長（以下「総務課長」という。）に連絡する。

（秘密保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反関係の排除）

第4条 外部通報等への対応に関与した職員（外部通報等への対応に付随する職務等を通じて、外部通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、外部通報等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 外部通報等への対応に関与した職員は、知り得た個人情報（岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 外部通報等への対応に関与する職員は、外部通報等への対応の各段階及び外部通報等への対応を終えた後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
 - (2) 外部通報等をした者の特定につながり得る情報（外部通報等をした者の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が外部通報等を端緒としたものであること、外部通報等をした者しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと。
 - (3) 外部通報等をした者本人からの情報流出によって外部通報等をした者が特定されることを防ぐため、外部通報等をした者に対し、情報管理の重要性につ

いて、十分に説明を行うなど、その理解が得られるよう努めること。

- 4 岐阜県警察（以下「県警察」という。）の職員は、自らが関係する外部通報等への対応に関与してはならない。
- 5 主管課長は、外部通報等への対応の各段階において、外部通報等への対応に関与する職員が当該外部通報等に係る事案に利益相反関係を有しているか否かを確認する。

（外部通報の受理等）

第5条 総務課長及び主管課長は、通報を受けたときは、法及びガイドラインの趣旨並びに県警察の所管法令及び所掌事務を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、受理すべき外部通報に該当するか否かを判断しなければならず、正当な理由なく、通報の受付又は外部通報の受理を拒んではならない。

- 2 総務課長は、電子メール又は書面の送付によって通報を受けた場合には、速やかに当該通報をした者に対して当該通報を受け付けた旨を通知するよう努める。
- 3 総務課長は、外部通報に該当すると思料される通報を受けたときは、速やかに当該通報の内容を主管課長に連絡する。
- 4 総務課長は、通報の内容が複数の主管課長に関係するときは、これら関係する主管課長と協議の上、対応すべき主管課長を指定する。
- 5 主管課長は、通報の内容が外部通報に該当する場合は、当該通報をした者に対し、当該通報を外部通報として受理した旨を通知しなければならない。
- 6 主管課長は、外部通報に関する秘密保持及び個人情報保護に留意しつつ、当該外部通報をした者の氏名及び連絡先（匿名による外部通報を除く。）、通報内容の事実等を把握するとともに、当該外部通報をした者に対し、当該外部通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、外部通報の受理後の手続の流れ等を説明する。ただし、外部通報をした者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため当該外部通報をした者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（第2項、第7項、第8項、第6条第2項及び第8条第2項に規定する通知並びに第7項及び第7条に規定する教示においても同様とする。）。
- 7 主管課長は、通報の内容が外部通報に該当しないと認められるときは、当該通報をした者に対し、当該通報を外部通報として受理しない旨及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、主管課長は、当該通報に係る通報対象事実等に対する処分又は勧告等の権限を公安委員会が有しないときは、当該通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示する。
- 8 主管課長は、外部通報を受理したときは、当該外部通報をした者に対し、当該外部通報の受理から対応を終了するまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知す

るように努める。

- 9 主管課長は、第5項から第8項までの通知、説明又は教示をした場合は、その内容を総務課長に連絡する。

(調査の実施等)

第6条 主管課長は、外部通報を受理した場合には、当該外部通報をした者が特定されないよう、当該外部通報に関する秘密保持及び個人情報保護に十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

- 2 主管課長は、適切な法執行の確保又は利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等（以下「利害関係人のプライバシー等」という。）の保護に支障がある場合を除き、外部通報をした者に対し、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、これを遅滞なく通知する。

- 3 主管課長は、外部通報をした者に対して調査の進捗状況及び調査結果を通知したときは、その内容を総務課長に連絡する。

(通報受理後の教示)

第7条 主管課長は、外部通報を受理した後において、公安委員会ではなく他の行政機関が当該外部通報に係る通報対象事実等に対する処分又は勧告等の権限を有することが明らかになったときは、当該外部通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示する。この場合において、主管課長は、当該権限を有する行政機関を教示した旨を総務課長に連絡する。

(調査結果に基づく措置の実施等)

第8条 主管課長は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講ずる。この場合において、主管課長は、あらかじめ（やむを得ない場合にあっては事後速やかに）、当該措置の内容を総務課長に連絡する。

- 2 主管課長は、外部通報をした者に対し、適切な法執行の確保及び利害関係人のプライバシー等の保護に支障がない範囲において、措置の内容を遅滞なく通知する。

(警察本部長及び公安委員会への報告)

第9条 主管課長は、外部通報に該当する通報の受理、調査結果、是正措置等の内容（以下「外部通報受理・調査結果等」という。）を岐阜県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に遅滞なく報告する。

- 2 警察本部長は、外部通報受理・調査結果等を公安委員会に遅滞なく報告する。

(外部通報等をした者の保護)

第10条 総務課長及び主管課長は、外部通報等への対応を終えた後においても、当該外部通報等をした者からの相談等に適切に対応するとともに、当該外部通報等をしたことを理由として事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けているこ

とが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、当該外部通報等をした者の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

(意見又は苦情への対応)

第11条 総務課長及び主管課長は、外部通報等をした者から当該外部通報等への対応に関する意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

(通報関連資料の管理)

第12条 総務課長及び主管課長は、岐阜県公安委員会公文書規程（平成13年岐阜県公安委員会規程第3号）又は岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第15号）に基づき、外部通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、外部通報等への対応に係る資料を適切に管理しなければならない。

(協力義務)

第13条 公安委員会は、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

2 主管課長は、通報対象事実等に関して、他に処分又は勧告等の権限を有する行政機関がある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講ずるなど、相互に緊密に連絡し、協力する。

(運用状況の公表及び改善)

第14条 公安委員会は、外部通報等への対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるために、外部通報等をした者の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人のプライバシー等の保護に支障の無い範囲において、必要に応じ、公安委員会における外部通報等への対応の仕組みの運用状況に関する情報を適宜公表するほか、当該仕組みについて、点検を行う等改善に努める。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、外部通報等の対応に関する事務の取扱いについて必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成31年1月31日から施行する。

附 則（令和4年岐阜県公安委員会規程第5号）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。